ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千六百五十六億八千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千七百四十二億二千万円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　五兆二千六百四十四億四千五百五十四万二百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千七百四十一億九百三万二千五百二十円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十五年五月二十七日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭六厘五毛以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭六厘六毛

十二　償還期限　平成二十五年八月二十六日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十五年五月二十七日

○厚生労働省告示第百九十二号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、平成二十五年産あへんの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

平成二十五年六月六日

厚生労働大臣　田村　憲久

種類	栽培区域	納付期限
けし耕作者	北海道名寄市	平成二十五年九月三十日
	岡山県美作市	平成二十五年八月三十日
甲種研究栽培者	北海道名寄市	平成二十五年九月三十日
	茨城県つくば市	
	東京都小平市	平成二十五年八月三十日
	長崎県長崎市	
	鹿児島県熊毛郡中種子町	平成二十五年八月三十日

○厚生労働省告示第百九十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十五年四月四日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により告示する。

平成二十五年六月六日

厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	届け出た者の氏名又は名称及び住所
アナグレリド塩酸塩	本態性血小板血症	シャイアー・ファーマシューティカルズ・アイルランド・リミテッド　アイルランド　ダブリン　二十四　シティ　ウェスト　ビジネス　キャンパス　リバーウォーク　五
Ｖｅｌａｇｌｕｃｅｒａｓｅ　ａｌｆａ	ゴーシェ病の諸症状（貧血、血小板減少症、肝脾腫及び骨症状）の改善	Ｓｈｉｒｅ　Ｈｕｍａｎ　Ｇｅｎｅｔｉｃ　Ｔｈｅｒａｐｉｅｓ，Ｉｎｃ．　７００　Ｍａｉｎ　Ｓｔｒｅｅｔ，　Ｃａｍｂｒｉｄｇｅ，ＭＡ　０２１３９　ＵＳＡ

○厚生労働省告示第百九十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十五年六月六日

厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
モガムリズマブ（遺伝子組換え） Ｂｅｘａｒｏｔｅｎｅ	末梢性Ｔ細胞リンパ腫、皮膚Ｔ細胞性リンパ腫	協和発酵キリン株式会社　東京都千代田区大手町一丁目六番一号	平成二十五年三月十五日
ｂｉｐｌｉｍｕｍａ	悪性黒色腫	株式会社ミノファーゲン製薬　東京都新宿区西新宿三丁目二番十一号	平成二十五年三月十五日
アナグレリド塩酸塩	本態性血小板血症	ブリストル・マイヤーズ株式会社　東京都新宿区西新宿六丁目五番一号	平成二十五年三月十五日
Ｖｅｌａｇｌｕｃｅｒａｓｅ　ａｌｆａ	ゴーシェ病の諸症状（貧血、血小板減少症、肝脾腫及び骨症状）の改善	シャイアー・ジャパン株式会社　東京都新宿区北新宿二丁目二十一番一号新宿フロントタワー	平成二十五年四月四日
		シャイアー・ジャパン株式会社　東京都新宿区北新宿二丁目二十一番一号新宿フロントタワー	平成二十五年四月四日

○農林水産省告示第千八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町矢又字井戸沢三五五一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井戸沢三五五一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町富山字太夫内一八〇〇の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。